

〇〇医学健康法研究所について

(昭和三二年二月二八日)

(発医第一一九号)

(厚生省薬務局長あて宮崎県衛生部長照会)

標記について医師法又はあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等による業務資格を有せず〇医学健康法と称する健康法の普及および指導のため〇医学研究所を設けて左記事項を行っているものがあるのでは取締り致したいと思うが、本件については県内は勿論、全国各地に同種行為者がいるものと解されるので貴管のこれに対する取締方針及び見解をお伺いしたうえで処理したいので早急に御教示をお願いします。

記

1 (略)

2 (略)

3 薬事法に規定する登録も受けず、静岡県庵原郡袖師町嶺四七七の二番地〇〇製薬研究所からだされている胃腸剤「〇〇〇〇」を一本一三〇円で仕入れして一八〇円で頒布(販売と認められる)していることは明らかに薬事法違反と認められる。

(昭和三二年四月六日 薬事第二四一号)

(宮崎県衛生部長あて厚生省薬事課長回答)

二月二十八日発医第一一九号をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答する。

記

照会の記3の行為は、貴見のとおり薬事法第二十九条第一項に違反するものである。

なお、照会の記1及び記2については、別途医務局から回答があるはずである。